

べっしひょうじゆんようしき だい じょうかんけい
別紙標準様式 (第6条関係)

かいぎ ろく
会議録

かいぎ 会議	の めいしょう 名称	れいわ ねんどひらかたししゃいかいふくししんぎかい 令和5年度枚方市社会福祉審議会 だい かい しょうがいふくしせんもんぶんかかい 第6回 障害福祉専門分科会
かいさい 開催	にちじ 日時	れいわ ねん がつ にち きん 令和6年2月2日(金) かいしじこく ごぜん じ ぶん 開始時刻 午前10時00分 しゅうりょうじこく ごぜん じ ぶん 終了時刻 午前11時20分
かいさい 開催	ばしょ 場所	ひらかたしやくしよ べっかん かい だい いいんかいしつ 枚方市役所 別館4階 第4委員会室
しゅつせきしゃ 出席者		かいじょう み た ゆうこ なかおか まさき ひ の ゆたか よねかわ まい、 やすだ ゆうたろう やまもと よしよ まえだ ともみ、 あずま さなえ こじょう ま むねあき 東 早苗、小上馬 宗昭 リモート： たかはし まさこ むらかみ てつや いたどり としかず 高橋 昌子、村上 哲也、虎杖 利和
けつせきしゃ 欠席者		わたなべ きよし 渡辺 清
あん けん だい 案 件 名		1. しみんいけんちようしゅ ほうこく 市民意見聴取の報告 2. ひらかたししょうがいしゃけいかく だい じかいていばん およ び ひらかたししょうがいふくし 枚方市障害者計画(第4次改訂版)、及び枚方市障害福祉 けいかく だい き ひらかたししょうがいふくしけいかく だい き あん 計画(第7期)・枚方市障害児福祉計画(第3期)案につ いて 3. その他
ていしゅつ 提出された資料等の めい しょう 名称		【資料1】 しみんいけんちようしゅけつかけほうこく 市民意見聴取結果報告 【資料2】 ひらかたししょうがいしゃけいかく だい じかいていばん ひらかたししょうがいふくし 枚方市障害者計画(第4次改訂版)・枚方市障害福祉 けいかく だい き ひらかたししょうがいふくしけいかく だい き あん 計画(第7期)・枚方市障害児福祉計画(第3期)案 【資料2-1】 けいかくあん へんこうてん 計画案の変更点について 【資料2-2】 ひらかたししょうがいしゃけいかく だい じかいていばん ひらかたししょうがいふくし 枚方市障害者計画(第4次改訂版)・枚方市障害福祉 けいかく だい き ひらかたししょうがいふくしけいかく だい き 計画(第7期)・枚方市障害児福祉計画(第3期) がいようばんあん 概要版案 【資料2-3】 ひらかたししょうがいふくし かん しゃ じ じぎょうしよ だんたい ほうこくしよ 福祉に関する(者・児、事業所、団体)アンケート報告書 (案)

	<p>参考資料1：障害者基本計画（第5次）概要</p> <p>参考資料2：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針</p> <p>参考資料3：第7期市町村障がい福祉計画及び第3期市町村障がい児福祉計画策定に向けた大阪府の基本的な考え方</p> <p>参考資料4-1～4：枚方市障害者計画（第4次改訂版）、及び枚方市障害福祉計画（第7期）・枚方市障害児福祉計画（第3期）策定にかかるアンケート調査票</p> <p>参考資料5：障害福祉専門分科会委員名簿</p> <p>参考資料6：枚方市障害者計画（第4次）・枚方市障害福祉計画（第6期）枚方市障害児福祉計画（第2期）【冊子】</p> <p>当日配布資料：「枚方市障害者計画（第4次改訂版）、枚方市障害福祉計画（第7期）及び枚方市障害児福祉計画（第3期）」について（答申）</p>
<p>決 定 事 項</p>	<p>枚方市障害者計画（第4次改訂版）、及び枚方市障害福祉計画（第7期）・枚方市障害児福祉計画（第3期）案について報告しました。</p>
<p>会議の公開、非公開の別及び非公開の理由</p>	<p>公開</p>
<p>会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由</p>	<p>公表</p>
<p>傍聴者の数</p>	<p>—</p>
<p>所 管 部 署 (事務局)</p>	<p>障害企画課</p>

審 議 内 容

○会長 それでは時間になりましたので、ただいまから第6回障害福祉専門分科会を開催したいと思います。では、事務局から、お願いします。

○事務局 それでは本日の出席状況を御報告いたします。本日は、虎杖委員、高橋委員、村上委員はウェブでの参加となっております。

枚方市社会福祉審議会条例で、委員の2分の1以上の出席をもって開催すると規定しており、本日は委員数13名のうち、現時点では12名御出席いただいておりますので、開催要件を満たしていることを御報告いたします。

また、本日はウェブ形式での開催となっており、御発言の際には画面上で挙手をお願いいたします。また、発言されるとき以外はミュート設定にさせていただきますようお願いいたします。

本日はペーパーレス会議システムを使用し、進行してまいりますので、お手元にございますタブレット端末を御覧ください。

資料については、予め郵送したものになります。事務局側で操作いたしますので、通知のタブをタッチしていただきますようお願いいたします。操作の方法等分かりにくい場合には、挙手していただきましたら、職員のほうが参りますのでよろしくをお願いいたします。事務局からの報告は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。本日、傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局 いらっしゃいません。

○会長 分かりました。

それでは、早速次第に沿って進めていきたいとおもいます。まず、案件1につきまして、市民意見聴取の報告について、事務局から御説明をお願いします。

【案件1事務局説明（資料1）】

○会長 ありがとうございます。説明していただきましたけど、今の案件につきまして御質問、御意見ありましたら、委員の方は遠慮なく、お願いします。

○A委員 この意見交換会に出席できなかったのでもちよっとお聞きしたいのですが、広く市民の方に呼びかけられているということなので、答えられる範囲で結構ですし、意見提起された14人の方、この内訳の中に支援学校の高等部3年生の5人という方は明記されているのですが、そのほかの9人にあたる方、こういった立場の方、支援者なのか当事者なのか、そ

ういうのが分かれば教えていただきたいです。

○事務局

ウェブのアンケートと箱に投函された方については特にどなたかというのが特定はできないのですが、意見交換に来ていただいた方は事業者の方や当事者団体の関係の方が多かったかなと思います。

○A委員

ありがとうございます。

○会長

ほかはいかがでしょうか。

○B委員

2ページの市民意見交換会の「選挙のお知らせ」の「わかりやすい立候補者の説明の場の設置」について、法律の制限があるという記述があるのですが、法律の制限というのは具体的にどういうことかご説明いただきたい。また、資料2-3は公表するのでしょうか？

○事務局

質問いただいております選挙の部分ですが、候補者の施策内容について説明会を開いてという形が法に抵触するというので、その形ではできないということで聞いていまして。法律名を今すぐに正確にはお答えできないのですが公職選挙法の関係かなと考えております。また確認をさせてもらいます。

それから二つ目の御質問について、アンケートの報告書は基本的はこの形で最終的にホームページ等に掲載することになります。

○会長

Bさん、どうですか。

○B委員

資料2-3については、また後で説明がありますか。

○事務局

こちらは次の案件で説明させていただきます。

○会長

よろしいですか。はい、どうぞ。

○事務局

市民意見聴取会のときに、選挙の話が出たとき、いくつか要望が出ていて、一つは市が出している選挙公報、ルビ打ちとかそういう配慮すべきだということとか出たのですが、各党が自主的にやるみたいなもので、強制はできないということが法律上難しいということと、それで当事者に分かりやすい、そういう施政の説明の場の設置を市としてできないのかという意見も出ていて、それに関しては、設置はできるけど参加の強制はできないということだったので、そういう場を市として設置すべきだという意見でやり取りが終わったという内容だったのですが、これは以前から要望があつて、やってこなかったもので、今後、こういう場であるとか、投票のことはすごくバリアフリーの関係とか取り組まれている

けど、実際にその施策に対するアプローチをどうするかということは少し議論を、これからしていかなければならないと、交換会に出席したので、そのときにそう思いました。

○会長

B委員、いいですか。ありがとうございます。ほかは、いかがでしょうか。では、またあとで質問もよいと思いますので、先に進めさせていただきます。では案件2、枚方市障害者計画(第4次改訂版)、枚方市障害福祉計画(第7期)および枚方市障害児福祉計画(第3期)(案)について、事務局からの説明をお願いします。

【案件2事務局説明(資料2、資料2-3)】

○会長

今、事務局から説明がありました。資料がこちらに行って、なかなか把握できないかもしれませんが、御意見、御質問、それ以外でも何かあったら教えてください。

○B委員

今年度、アンケートの分析ということで、いろいろとお願いをしております。結果として出ていると思うのですが、今、ご説明いただいた資料2-3について、昨年12月13日に説明会で使用した集計結果概要のまとめが分かりやすかったのですが、資料2-3にはそれは載っていないですよ。ここには市民アンケートの概要しか載っていないのでしょうか。

○事務局

こちらは、アンケートの集計結果についての純粋な分析として報告なので、12月13日のときの御説明のときに使った資料とは内容が若干異なるものにはなりますが、その概要はこちらの資料から読み取れる形でまとめたものが、12月13日に使用した資料で、計画冊子にアンケートの内容を掲載しますが、12月13日に使用したもののような形で掲載される予定です。

○B委員

この資料2-3には、12月分は載っていないということで、計画冊子には載せるということでしょうか。

○事務局

アンケートの集計結果を概要としてまとめたものを、12月13日説明した内容が読み取れる形で、計画冊子のほうに掲載いたします。こちらのアンケート集計結果の概要は、別資料でホームページに掲載することになります。

○事務局

今、御説明した資料、現行の計画をお持ちでしたら、これの152ページ以降のほうに資料提供だけ、アンケート調査の概要という形で示させていただきます。先ほど申し上げた資料2-3は、純粋にアンケート調査はこうであったという報告になりますので、分析は、いわゆる計画冊子にした際の

仕分けのほうに、先ほど御説明いたしました概要に記載させていただく予定としておりますので、御了解よろしく願いいたします。

○B委員 内容はわかりましたが、12月の説明会は、正式な専門分科会ではないので、今日場でその資料を提示するべきだったと思います。前回も意見したかもしれませんが、最初に御説明していただいた資料1の14人の意見と30件の延べ意見件数、これに対する審議会の考え方という説明があるのに、事業所・団体の自由記述に対する回答がないというのはなぜでしょうか。

○事務局 それぞれ計画策定に係るプロセスとして行っているアンケート調査は、いただきました御意見をこちらで分析して、計画のほうに反映させていく形の取り扱いをしております。市民意見聴取は、制度的にいただいた意見について、一定の見解を示して公表するという形になっているというプロセスの差があり、これまでの計画でも、アンケート内容という形で御意見を冊子に掲載するという形で、最終的に完了してました。

○B委員 既に遅いかもしれませんが、その方法自体がどうなのかなと思います。団体とか事業者が書いたアンケートの意見に対する直接の回答はなくて、市民意見聴取に対しては直接の回答がある。この差というのは、おかしいのではないかと。一度意見を書いた人は、それで意見を出したと思ってるわけですが、自由記述に関しては12月の意見聴取で言ったほうが、回答してくれるという構造になる。

例えば、資料2-3の「市の出前講座を頼むと手話通訳者は主催者が用意するというルール、これは明確なろう者差別です」と言っていますが、これに対して何も直接回答しないということです。こういう個別の意見に対して、考え方を示す必要があると思います。

あるいは、「訪問系サービスの入浴はなぜ全てのサービスを合わせて週3回なのか」という意見も出ていますが、これに対してどのように考えていくのか。事業者や団体から出た自由記述での意見に対して、その考え方を示す場がないというのはおかしいのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局 アンケートは計画を策定するにあたり、当事者や事業者の方からの御意見であるとか考え方であるを分析して、それに基づいて計画そのものを作成していくための材料になっております。市民意見聴取につきましては、自治体が重要な決定をする際のプロセスとして定められているもので、計画案等をつくった後、それについて御意見があったらということで、最終的な調整等を行うために実施しているもので、若干性格が違ふところもあって、アンケートはいただいたものを、このような形で計画になっていますというのが、

一定回答になるのかなとは考えております。

○会長 ほかの方がいかがですか。市民の意見聴取も大事ですけど、この計画の策定のメンバーが、これは見過ごせないと発言したことがすごく大事かなと思うのですが、他の方どうぞ。

○C委員 この計画、第5章の92ページなのですが、精神障害者に対応した地域包括ケアシステムの構築というところ、この部分なのですが、次の93ページを見ていただくと、その精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数325.3日と、あと2番目には、令和8年6月末時点の精神病床における1年以上の長期入院患者数213人というような書き方でされていますが、この書き方になったという部分で、前段の92ページには説明が多少あるのですけれども、分かりにくいので、説明をまずしていただきたいなど、よろしいでしょうか。

○事務局 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築というタイトルで、障害福祉計画として定めるべき目標、国の基本指針や大阪府の基本的な考え方も数値が示されておるものになっておりますが、基本的には都道府県が令和8年の最後には1年以上の長期入院患者が何人になるようにということ目標設定することが求められていることというのが、次のページの部分。それと退院した後どれぐらいそのままちゃんと地域で生活できたかという目標を定めるということで、指標として定めることとされており、府の数字と整合性をとる形で目標値を定めているものになります。

○C委員 この退院後の1年以内の地域における平均生活日数ということなのですが、これは1年以内の地域で生活した日数なので、こういった形で今後数えていくようなお考えですか。

○事務局 こちらの93ページの1、2、3の下の部分に見込み方法として説明を書いておりますが、大阪府の目標としているものは、それぞれ市町村ごとに按分した数字が目標として設定することになっていまして、最終的な実績として、同様の数字が大阪府から与えられたものを記載することになっております。

○C委員 あくまで目標値なので構わないのですが、ただこの生活日数をどのようにして市としてはちゃんとカウントできるのだろうかというのが疑問です。

○事務局 最終的に大阪府のほうで実績がとられたものについて、各市の実績として与えられることとなります。

○事務局 参考資料3、大阪府の基本的な考え方という資料があれば御覧いただきたいです。そちらの11ページの下段、先ほどから御質問のある項目について、基本的に大阪府でやっておられる在院患者調査、これを基に市町村に人口割りで、あるいは在院患者調査をやって、もともとの依頼先までを特定された上での話だったかなと、大阪府の調査、実数を基に市町村に、これだけの数を下限として目標を設定しなさいというようになりますので、基本的に市がその日数を調査しているということではなくて、その在院調査によって府が集計されたものが、市のほうに下ろされるという形になっております。

○C委員 目標値としてはその表示どおりだと思うのですが、計画を立てた後の見直しがあったときに、府から出た数字を市に按分された分が、それを実績として良いという形になるのですね。分かりました。

○会長 今の回答でいいのですか。

○C委員 機械的になるのであればどうしようもないなど。
次に、93ページの(2)の長期入院者数なのですが、これも大阪府から示された数を按分してということで、本市におけるその下の過去の2021(令和3年)の6月末日時点の実績は238人という記述がありますが、これを見ますともう213人よりも実績は上がっていて、これをそのまま目標値として数字としていくのですね。その辺の確認もしたいなど。

○事務局 先ほどこちらが示しました大阪府の基本的な考え方にも記載はあるですが、こちらでも大阪府によりまして算出された数字を目標値、それと実績として掲載することで、その実績等を見ながら今後、施策のほうをどのように進めていくかということを検討するということになります。

○C委員 結局、達成されている数字よりも低い数字で目標値を掲げることになることについて、市としては問題ないのでしょうか。

○事務局 令和3年の6月末日には238人なので、213人まで減らすということが目標です。長期入院者ですので、地域移行の一つの考え方です。

○会長 25人を減らすというふうに読むのですか。

○C委員 分かりました。そういうことですね。数値が上がるものだと、できるだけ精神科病院から、たくさんの方が退院してほしいという仕事をしているもので、そういうことだったのですね。分かりました。

○会長

これは、325. 3日って、長いこと病院にいて、退院して1年以内と言っていると1年持たないということですか。この数字を見るだけで落ち込みそうな感じがしますが、何でこんな数字で出すと府が言っているのかが本当に意味が分からないですね。20年ぶりに退院しても1年以内、どのくらい地域で継続して住めるかという平均は365日を下回っていますと。地域移行、やる気があるのですかね。読みにくいですよね、一つ一つのデータが。

今のは、Cさんのおかげで少しすっきりしたのですが、先ほどのB委員の意見について、今ここでどうこうというわけではないのですが、この構成している委員からアンケートの結果のこれは見過ごせないという御意見があります。その解決案とかこうしますとかは書かなくてもいいと私は思うのですが、そういう意見が出されていたことに対して、それを受け止めながら変えていかなきゃいけない。声を上げるのがこしかないわけですから。それがアンケートに協力してくれた方への思いだと思いますので、私はそのように思います。事務局のほうでどうするかをお考えいただければと思います。Bさん、それでいいですか。

○B委員

先ほどのアンケートについて、計画を作成するための分析に利用するので、市民意見聴取とは性格が違うということはわかりましたが、それならば、自由記述に関して、分析目的で使用するので、直接の回答を聞きたい場合は、年末の意見聴取で言ってくださいという説明がないと、不公平感を感じると思います。なぜ書いたのに回答がないのかという話になるので、次回からアンケートの説明に入れていただきたい。それと、先ほど会長もおっしゃっていましたが、アンケートでのいろんな意見、御要望が、市民、事業者、団体から出ているので、それに対して審議会委員が、どう答えたらいいかという問題。例えば先ほどの手話通訳の件、主催者が用意しろというのは差別ではないかという意見に対して、何も議論していませんのでわかりません。駄目だと思ってしまうので、次年度に向けて、ワーキンググループも設置できないままになっていますが、市としてどういう考え方や対応をするのか、議論の場を設けていただきたい。正式な専門分科会では、委員報酬や議事録作成等々、いろんな負荷がかかるので、12月に行った説明会のようなものを積み重ねていくのもいいと思いますが、せっかくだけにいただいた意見に対する議論の場を検討していただけないか。

○会長

検討してもらっていいということですか。

○B委員

そういう場を設けていただきたい。年度内が難しければ、年度を越えてもいいので、そういう場をもっといただきたい。

- 会長 ^{かいちょう} そういう場は既存のいろんな協議会とかではないですかね。これをもとにみんなで話し合う機会というのは。
- B委員 ^{いいん} ないと思います。
- 会長 ^{かいちょう} いかがでしょうか、今の意見について。
- 事務局 ^{じむきょく} 具体的にそういう場という話が、今すぐにはお約束はできなくて申し訳ないのですが、今回の計画の策定につきまして、アンケートの内容について議論をする場があまりなかったというのは確かだと思いますので、次回の計画の策定の際などにはそういった部分の議論をより深めていけるようなスケジュール等も慎重に組んでいきたいと考えております。
- B委員 ^{いいん} 次回の策定といたら3年後になるわけですね。今出されている意見に対してどういう回答なのかというのは、審議会として知る必要はあるのではないですか。こういう意見が出ていて、実際どうなのかということについては知っておきたい。何かそういう場をぜひ持っていただきたい。
- 会長 ^{かいちょう} いかがでしょうか。
- 事務局 ^{じむきょく} 時期等については、今ははっきりとお示しはできませんが、そういう場を設けられるよう検討させていただきます。
- B委員 ^{いいん} はい、ぜひお願いします。
- 会長 ^{かいちょう} アンケートの結果の全部を見ることができるのがとても遅かったので、私達の意見をあんまり反映する場所がなかったというところは、私もちょっと不満があります。
だから、一个一个回答する必要はないと思うのですが、見過ごせない意見を書いてくださった方がいたということについて、計画だけでは対応できない、何かいろんな声をもとにいろんな場でそれを受けて変えていくというのが大切です。何か1行でもいいからそういうことを書いてあげてもいいかなと思いました。
ほかに御質問、御意見ありましたらいかがでしょうか。
- C委員 ^{いいん} この計画とすぐに直結するがどうかは難しいのですが、今、障害支援区分の認定調査が、去年12月ぐらいから、3年の一番繁忙期に入っておりまして、それに伴って市のほうからいただきましたニーズ調査を受けて、今、事業所内でその調査をすることになって進んでいっているのですが、実際、認定調査とは別に、どんな生活で困っていますかみたいな話を

聞き取った上で、アンケートにするという作業が必要になってきてお
りまして、そのときに、実際に訪問した先にこういう調査しますので協
力くださいという御案内、協力できますか・できませんかということ
もなしに、アンケートを作成して市に提出するということが行われてい
るのですけれども、市のほうで把握されていたら御説明いただきたい
です。

○事務局

その件に関しては協議会で議論していて、今回の計画のアンケート
内容の結果が、大半がサービスを使っていない人が上がってきている
ということで、実際にサービスを使っている人が、今どんなことを困
っているのか、今後どんなサービスを希望しているのかということが、
あまりアンケート上の結果に反映されていないということがちょっと分
かかってきました。実際にサービスを使っている人に対して、現状であ
るとか、特に今後、よく「親なきあと」とかいう話も出ますけど、ど
んなサービスを希望するかという基盤整備の一つの指標としてアンケ
ートをとろうということで、これは別に調査を越えた内容じゃなくて、
調査の内容で把握できることを提出いただくということで、個人を特
定する内容ではないのですが、そういった形でデータ化をしようとい
うことで提案して、今準備を進めているというところです。正式にこ
れをやりますという手順はできていないのですが、最終的にその繁
忙期の大体3,000件近い人に対して、今どんな状況か、どんな基
盤が必要なのかということ。アンケートの中でも施設入所を希望さ
れる方も多かったけど、本当にそれを望んでいるのかどうかとい
うことも含めて、少し必要性を把握しようということでやろう。
もしこれを了解を取ってとるべきアンケートなのか、認定調査上
で調査員が把握したことを集計していくという形にするのかとい
うのは、最終的にまだ決めていないのですが、そのことはこれから
提示をしていきたいと思っております。市の協議会で議論している
ことなので、また必要に応じてその結果に関しては、こういう審
議会等々で報告していきたいと思っております。サービスを使
っている人の現状を把握するという意味では、手段としては活用
できるかなということでやっていますので、またそれは提示
したいと思っております。

○会長

ほかはいかがでしょうか。

では、いくつか出た意見については、記録も残っていると思
いますので、事務局のほうに対応をお願いしたいと思います。

では、案件3に移りたいと思っております。その他としまし
て、事務局から何かありましたらお願いします。

○事務局

今年度6回にわたりまして、長らく開催してきておりました障害福祉専門分科会におきまして、障害の3計画について議論していただきまして、計画案として今回、示させてもらったところです。こちらは、一年議論してきたことに対して、答申をいただくということになっておりまして、答申(案)をこちらで用意しているものがございますので、説明させていただきます。

それでは、答申書案を説明させていただきます。

今年度、最初の審議会の際、枚方市から諮問をいたしました件につきまして、答申をこちらの案で考えております。

答申(案)ですけれども、令和6年何月何日ということで、枚方市長伏見隆様、枚方市社会福祉審議会委員長 所めぐみ、障害福祉専門分科会会長 三田優子連名で答申をいただくこととなります。「枚方市障害者計画(第4次改訂版)、枚方市障害福祉計画(第7期)および枚方市障害児福祉計画(第3期)」について(答申)(案)「枚方市障害者計画(第4次改訂版)、枚方市障害福祉計画(第7期)および枚方市障害児福祉計画(第3期)」について、これまで本審議会での協議を踏まえ、下記のとおり意見を付して答申します。内容としまして、1. 枚方市障害者計画(第4次改訂版)枚方市障害福祉計画(第7期)及び枚方市障害児福祉計画(第3期)については別紙のとおりです。2. 枚方市障害者計画(第4次改訂版)枚方市障害福祉計画(第7期)及び枚方市障害児福祉計画(第3期)に関する附帯意見 (1) 計画理念に基づき、障害福祉行政の推進を図っていくこと。(2) 複雑、多様化するニーズに応えるために行政のみならず、福祉分野の関係機関との連携を図ることはもとより、他の分野の関係機関とも連携を図り、課題解決に努めること。(3) 計画の成果目標及びサービスの見込み量について、進捗状況の分析・評価を定期的に行うこと。なお、サービスの見込み量については、国の基本指針を踏まえ、より高い頻度で実績を把握するよう努めるとともに、事業の見直し等について、必要に応じて検討すること。以上となっております。

○会長

御質問、御意見いかがでしょうか。これでということでもよろしいでしょうか。では、御意見はないということで、お願いしたいと思います。

今日の全て案件終わりましたので、事務局のほう、お願いします。

○事務局

今後の流れですが、大阪府との協議による修正等を行いまして、最終、専門分科会の方から答申をいただきたいと思いますと考えております。最終の答申につきましては、会長に御一任をいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○事務局 ありがとうございます。では本日が、最後の障害福祉専門分科会となりますので、最後に、服部福祉事務所長より御挨拶を申し上げます。

○所長 本日も熱心に御議論ありがとうございました。それでは最後に、私のほうから御礼の御挨拶をさせていただきたいと思っております。

この度は、枚方市障害者計画（第4次改訂版）、枚方市障害福祉計画（第7期）及び枚方市障害児福祉計画（第3期）の策定にあたりまして、一年を通じて御熱心に御審議いただきまして誠にありがとうございます。

事務局といたしましては、不手際が続きます、多大なる御迷惑をおかけいたしましたことにつきましては深くおわびを申し上げます。

今後は、答申に基づきまして本計画の策定を進め、障害者の地域移行をはじめといたしました障害福祉施策の推進及び障害福祉サービスのさらなる充実につとめてまいります。審議会の中でも、会長のほうからのお言葉もありましたが、計画をつくるだけではなく、その内容をきちんと履行していくことが必要と考えておりますので今後、進捗状況につきましても、本分科会におきまして御議論いただきたいと思いますと思っております。会長をはじめといたしまして、委員の皆様方には、大変御多用の中、御専門分科会の委員といたしまして、多大なる御尽力をいただきましたことに対しまして、改めて厚く御礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

○会長 皆さん、一年間お疲れ様でございました。司会の拙いところでありましたけれども、これで分科会を終了したいと思います。ありがとうございました。